

家づくり補助・助成制度〈2017年度〉

データは2017年4月4日時点のものです。内容の変更や募集が終了している場合があります。最新の内容は担当部署にお問い合わせください。当データは新築住宅の建築に関する制度と内容を一部抜粋したものです。詳しい内容や他の制度については、各自治体にお問い合わせください。制度の利用については、契約した住宅会社と相談することをおすすめします。

| 県・市・町 | 制度名 | 内容 | 助成金額 | 担当課 | 連絡先 |
|-------|-----------------------------|---|---|---|--------------------------------|
| 福井県 | 県産材を活用したふくいの住まい支援事業(新築) | 県産材を活用した一戸建て木造住宅(在来工法)の取得に対して補助 | 敷地面積200㎡未満：30万円 敷地面積200㎡以上：40万円 補助対象の住宅に越前瓦、越前和紙を使用する場合、1㎡あたり1,000円を上乗せする(ただし上乗せする補助金はそれぞれ上限10万円) | ①(県産材) 県産材活用課 ②(越前瓦、越前和紙) 地域産業・技術振興課 | ①0776-20-0449 ②0776-20-0374 |
| | 福井県勤労者住宅資金利子補給制度 | 北陸労働金庫から住宅資金の融資を受けて住宅を新築・購入・増改築される勤労者(年間所得350万円以下)の方について、融資額の一部に対して利子補給 | 利子補給率：貸付利率の1/2(2%上限) [5年間] 上限額：(新築・購入)400万円 (増改築)200万円 | 労働政策課 | 0776-20-0389 |
| | 福井県勤労者住宅資金利子補給制度【定住促進枠】 | 福井県内の誘致企業等に勤務し、県外から転入してきた方(年間所得450万円以下)が北陸労働金庫から住宅資金の融資を受けて住宅を新築・購入・増改築した場合に、融資額の一部に対して利子補給 | 利子補給率：貸付利率の1/2(2%上限) [10年間] 上限額：(新築・購入)400万円 (増改築)200万円 | | |
| 福井市 | 二世帯型戸建て住宅建設等補助(まちなか住まい支援事業) | まちなか地区内で良質な二世帯型戸建て住宅を新築する方、または新築の良質な二世帯型戸建て住宅建売を購入した方に補助(新築二世帯型戸建て住宅に併設店舗を建設した場合に補助) | 1戸当たり50万円又は100万円 併設店舗1㎡当り1万円(上限あり) (U・Iターン世帯は20万円加算) 他要件あり | 住宅政策課 | 0776-20-5571 |
| | 福井市勤労者住宅資金利子補給制度 | 北陸労働金庫から住宅資金の融資を受けて福井市内に自己居住の住宅を新築・購入・増改築する前年度の所得が350万円以内の勤労者の方に、融資額の一部に対して利子補給 | 利子補給率：貸付利率の1/2(1%上限) [5年間] 利子補給対象融資額：(新築・購入)400万円を超え800万円まで (増改築)200万円を超え600万円まで ※福井県勤労者住宅資金利子補給制度の利子補給を受けていることが要件です。 | しごと支援課 | 0776-20-5321 |
| 敦賀市 | 3世代ファミリー定住支援事業 | ①多世帯同居又は近居をする場合に住宅取得(購入・新築)に要する費用の一部を補助 ②多世帯同居する場合に住宅リフォームに要する費用の一部を補助 ※補助には要件があります。 | ①(購入・新築)…最大40万円(取得費の1/2以内) ※近居で敷地面積200㎡以上の場合最大50万円 ②(リフォーム)…最大80万円(工事費の1/2以内) ※対象工事費が20万円以上の場合に限ります。 | 住宅政策課 | 0770-22-8141 |
| 小浜市 | 未組織勤労者融資保証料補給金 | 福井県労働者信用基金協会の債務保証を受けて、労働金庫から住宅資金融資等を受けられる場合に、保証料の1/2を補助【条件】・小浜市内に住んでいること・労働組合に加入していない労働者であること | 補給対象額：上限額500万円 | 商工観光課 | 0770-53-9705 |
| 大野市 | 越前おおの伝統的民家普及促進事業 | 伝統民家群保存活用推進地区において、伝統的民家の新築を行う場合に、外観工事費の一部を補助 | 外観工事費の1/2(上限額100万円) | 建築営繕課 | 0779-64-4815 |
| | 都市景観形成建築物等整備事業 | 景観形成地区において、市が定めた助成修景基準に適合した建築物の新築を行う場合に、外観工事費の一部を補助 | 外観工事費の2/3(上限額400万円、角地は500万円) | | |
| | 大野市U・Iターン者住まい支援事業 | 転入者の住宅取得を補助 | 新築住宅取得費の1/20(市内業者の施工が条件) ・用途地域内：上限額50万円 ・用途地域外：上限額25万円 | | |
| | 大野市多世代同居世帯住まい支援事業 | 親・子・孫などの三世以上の世帯、婚姻後2年以内の新婚世帯または転入者と同居する世帯の住宅取得を補助 | 新築住宅取得費の1/20(市内業者の施工が条件) ・用途地域内：上限額100万円 ・用途地域外：上限額50万円 | | |
| 勝山市 | 勝山市定住化促進事業 | 定住促進を図ることを目的として、新築住宅の取得、空き家の取得及び改修工事に要する費用の一部を補助 | 新築取得：上限100万円 空き家取得：購入費用の1/10(上限50万円) 改修工事(市内業者)：工事費用の1/10(上限50万円) | 建設課 | 0779-88-8107 |
| | 勝山市歴史的まちなみ景観創出事業 | ・推進地区(本町通りと平泉寺町平泉寺) 建築物等の新築・改修を行う場合に、補助対象の修景基準を満たしたものについて外観工事費の一部を助成 ・上記の地区を除く市内全域 福井の伝統的民家の改修を行う場合に、補助対象の修景基準を満たしたものについて外観工事費の一部を助成 | 160万~300万円 | 都市政策課 | 0779-88-8108 |
| 鯖江市 | 鯖江市住宅用太陽光システム設置費補助事業 | 住宅用太陽光発電システムの設置費用の一部を補助。 | 1kWあたり5,000円(上限2万円) | 環境政策課 | 0778-53-2228 |
| あわら市 | 勤労者住宅資金利子補給制度 | 勤労者があわら市内で自己の住宅を新築または購入するときの借入金の利子の一部を補給 | ※300万円(上限)を18年間毎月均等割で返済する条件で、借入当初の利率(上限2%)で利子を算定した最初の5年間の利子を補給。 | 観光商工課 | 0776-73-8030 |
| 越前市 | 伝統的民家普及促進事業 | 伝統的民家群保存活用推進地区(四町、五箇地区)において、一定の要件に該当する福井の伝統的民家の新築工事等の費用の一部を補助 | 1戸あたり最大100万円(外装の仕上げ工事に要する費用の1/2以内) | 都市計画課 | 0778-22-3012 |
| | まちなか住宅取得支援事業 | 中心市街区域において、住宅を新築または購入して定住する人を対象に、取得費用の一部を補助 | 最大100万円 | 建築住宅課 | 0778-22-3074 |
| | 住宅取得支援事業 | 居住誘導区域内において、住宅を新築または購入して定住する人を対象に、取得費用の一部を補助 | 最大80万円 | | |
| | 住宅用太陽光発電・暮らしの省エネ設備導入促進事業 | 住宅用太陽光発電システムの設置費用の一部を補助する。また、市が指定する省エネルギー設備(エコキュート、LED照明設備等)を同時に設置する場合や、市内に本店を持つ事業者が施工かつ販売した場合は補助額を増額する。 | ①太陽光発電設備を設置する場合 5千円/1kW(※) ②市が指定する省エネ設備同時設置の場合 ①に5千円/1kW(※)を上乗せ ※いずれも上限4kW。市内に本店を持つ事業者が施工かつ販売した場合は、1万円/1kWとなります。 | 環境政策課 | 0778-22-5342 |
| 永平寺町 | 永平寺町多世帯同居・近居住まい推進事業 | 家族間で助け合って子育てなどがしやすい住環境を維持・推進するため、多世帯で同居するためのリフォームや、近居するための住宅取得について支援 | 【補助金額】多世帯同居のリフォーム支援：最大80万円(リフォーム費用の1/2以内) 多世帯近居の住宅取得支援：最大50万円(住宅取得費用の1/3以内) | 建設課 | 0776-61-3948 |
| | 永平寺町住まいる定住応援事業 | 若者の住宅取得に必要な経費・子育て経費の一部を助成 ※町に定住する意思があり、町内に住宅を新築・購入し、転入・転居をしていること。その他条件有り | | 総合政策課 | 0776-61-3942 |
| | <定住支援金> | 定住促進地域(永平寺北地区、上志比地区) 新築住宅 50万円(町内業者が元請の場合は5万円加算) 中古住宅 10万円 定住促進地域以外 新築住宅 20万円(町内業者が元請の場合は5万円加算) 中古住宅 5万円 | | | |
| 池田町 | 住宅多世代化支援事業 | 世代が新たに増える、もしくは増える可能性がある場合にかぎり、2世代以上の親、子、孫などの多世代で家族が同居するための住居の新築、増築、改築、改修に対する補助。 【申請者要件】45歳以下の既婚または結婚予定である方で、申請者の直系尊属を含む多世代と10年以上同居される方。 | 最大500万円(工事に係る経費の30%) | 産業振興課 | 0778-44-8002 |
| | 住み家新築支援事業 | 町内に定住するための住居の新築、増築に対する補助。 【申請者要件】45歳以下で既婚または結婚予定であり、家族と同居する方。または、中学生以下の子供を養育しており、子供と同居する方。 | 新築の場合は最大350万円、増築の場合は最大200万円(工事に係る経費の30%) | | |
| 南越前町 | 南越前町多世帯近居支援事業 | 子育てや介護の面で助け合いながら暮らすことのできる多世帯近居の推進を図ることを目的として、一戸建て住宅の取得に要する費用の一部を補助 | 【新築住宅を取得した場合】補助限度額 50万円 | 建設設備課 | 0778-47-8003 |
| | 南越前町福井の伝統的民家普及促進事業 | 自ら居住し、補助要件を満たす伝統的民家(伝統的民家群保存活用推進地区内に限る)の新築または外装・構造体の改修工事等の費用の一部を補助 【対象地区】「北国街道今庄宿」地区 | 【新築】外観工事または建売住宅購入に要する費用の1/2(上限額160万円) 【改修】外観または構造体の改修工事に要する費用の1/2(上限額300万円) 【空き家】内部および外観または構造体の改修工事に要する費用の4/5(上限額600万円) | 教育委員会 | 0778-47-8005 |
| 越前町 | 越前町多世帯近居住まい推進事業 | 子育てや介護の面で助け合いながら暮らすことのできる多世帯近居の推進を図ることを目的として、直系親族との近居のため住宅を取得する者に対し、住宅取得に要する費用の一部を補助 【要件】・一戸建て住宅の新築又は購入(床面積の1/2以上が居住用)であり、敷地面積が200㎡以上・町が販売する分譲地への新築は対象外・国又は地方公共団体の実施する他の補助金を受けていないこと・過去にこの補助金を受けていないこと | 最大50万円(住宅取得費用の1/2以内) | 定住促進課 | 0778-34-8727 |
| 高浜町 | 高浜の伝統的民家普及促進事業 | 高浜の伝統的民家(福井県伝統的民家認定)の新築または外装・構造体の改修に要する費用に対して補助 | 【新築等】 上限額160万円(推進地区対象) (外観仕上げ工事に要する費用の1/2以内) 【改修等】 上限額300万円(推進地区) 上限額200万円(推進地区外対象) (外観または構造体の改修工事に要する費用の1/2以内) | 建設整備課 | 0770-72-7702 |
| おおい町 | おおいの住まい支援事業(新築) | 県が実施する県産木材を活用した新築工事の助成対象者で、工事を町内事業所の施工により行う者に補助 | 敷地面積200㎡未満：30万円 200㎡以上：50万円 | 建設課 | 0770-77-4057 |
| | おおい町伝統的民家普及促進事業 | 自ら居住する福井の伝統的民家の新築または外装・構造体の改修に対する補助 | 【推進地区内の改修】対象工事費の1/2(限度額300万円) 【推進地区外の改修】対象工事費の1/3(限度額200万円) | 郷土史料館 | 0770-77-2820 |